

安心を預けて、未来へつなぐ

# 相続定期預金

取扱期間 2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)

スーパー定期預金 6カ月もの

店頭表示金利 にプラス

十年 **0.95%**

(自動継続扱い)

スーパー定期預金 1年もの

店頭表示金利 にプラス

十年 **0.60%**

(自動継続扱い)

商品名	おかしん相続定期預金
取扱期間	2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)
預金の種類	スーパー定期預金6カ月・1年(自動継続扱い)
ご利用いただける方	金融機関(当金庫以外を含む)での相続手続き完了後2年以内に、相続等により取得した金融資産を原資にお預け頂ける個人のお客さま(個人事業主を含む) お一人様一相続につき1回、原則一口(同一資金は不可)
預入金額	相続又は遺贈で受け取った金融資産の範囲内(相続又は遺贈で取得した有価証券等の売却代金・死亡退職金、不動産の換金代金、生命保険の受取保険金)
必要書類	次の①～③をお持ち頂く必要があります。 ①本人確認書類 ②お届け印 ③「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類 【例】戸籍謄本の写し、計算書の写し、遺言書の写し、遺産分割協議書の写し、被相続人名義の解約済通帳、相続財産が入金された通帳、金融機関に提出した相続依頼書の写し、不動産売買契約の写し、(終身保険)お支払明細書 ※場合により複数の書類が必要になる場合がございます。
中途解約	やむを得ず中途解約される場合は、窓口へお申し出いただき、上記金利は適用されず、お預け入れ日から解約日までの当金庫所定の中途解約金利が適用されます。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
その他	お預け入れ時の金利を約定利率として初回満期日まで適用します。 初回満期日以降は満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。 満期日が当金庫休業日の場合のお支払いは翌営業日となります。 マル優もご利用いただけます。 預金保険の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

2026年4月1日現在

■苦情処理措置/本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時～17時 フリーダイヤル:0120-102-156)にお申し出ください。

■紛争解決措置/愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記顧客相談室または紛争解決センター(10～16時)にお申し出ください。

おかしん  
将来に備える代理人サービス

「人生100年時代」の到来を迎えつつある中、お客さまとご家族の皆さまに、将来にわたって安心して預金取引できるサービスをご用意しました!



詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

 岡崎信用金庫